

農林水産省新ガイドラインによる表示

<特別栽培米>

節減対象農薬：当地比5割減

化学肥料（窒素成分）：当地比5割減

<栽培責任者> 島根県農業協同組合 くにびき地区本部 営農経済部 指導販売課 課長

<住 所> 島根県松江市西川津町1635-1

<連絡先> TEL.0852-55-3038

<確認責任者> 島根県農業協同組合 くにびき地区本部 営農経済部 部長

<住 所> 島根県松江市西川津町1635-1

<連絡先> TEL.0852-55-3030

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
シアントラニリプロール	殺虫	1回
イソチアニル	殺菌	1回
ペンフルフェン	殺菌	1回
ピラクロニル	除草	1回
イマゾスルフロン	除草	1回
オキサジクロメホン	除草	1回
ブロモブチド	除草	1回